

泊村監査委員告示第 2 号

平成29年10月 3日 地方自治法第75条第1項の規定による泊村事務監査請求を受理したので、地方自治法施行令第99条において準用する同令第98条第1項の規定により、泊村事務監査請求代表者の住所・氏名及び請求の要旨を次のとおり公表する。

平成29年10月 3日

泊村代表監査委員 沼 畑 智

1 請求代表者の住所・氏名

○ ○ ○ ○

2 泊村事務監査請求の要旨

泊村が実施するごみ収集業務の「塵芥収集業務委託契約」によると、運転手と1名の助手合わせて2名従事させなければならないところ、昭和60年度から業務を請け負っている「セフティクリーン丹羽」は、牧野村長就任時の平成20年度から契約条項が守られていない状態が、平成29年6月26日の牧野村長と○○○との面談で明らかになった。

平成28年12月7日開催の「泊村政懇談会」において、はじめて公に指摘され、泊村長は、翌12月8日に「セフティクリーン丹羽」に対し「改善指示書」を出し、「改善報告書」を受け取った。

その後、1人で業務をした日数分を契約変更し、請負金額の減

額処理がなされたことが、平成 29 年 6 月 19 日の「住民監査請求」により、初めて住民が知ることとなった。

村長は、委託業務に契約違反があったと認識したから、「改善指示書」を発行したことになる。

しかし、平成 28 年度分だけの契約変更による減額にとどまり、平成 27 年度以前については検証もされず手付かずの状況であります。

平成 27 年度以前も、1 人で業務していた実態について、多くの住民が確認していることであり、平成 27 年度以前についても、契約条項に違反がなかったか検証を求める。